

任期制非常勤職員給与規程

平成28年4月1日
28（規程）第19号
最終改正 令和7年2月1日
令06（規程）第104号

（目的）

第1条 この規程は、任期制非常勤職員就業規程（28（規程）第8号。以下「就業規程」という。）第21条の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）に勤務する任期制非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の給与等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（給与の区分）

第2条 非常勤職員の給与は、日給及び諸手当とする。

- 2 諸手当は、通勤手当、テレワーク手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とする。

（日給の決定）

第3条 日給は、別表に掲げる区分に応じ定められた額とする。

- 2 非常勤職員の昇給は行わないものとする。

（勤務1時間当たりの給与額）

第4条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、前条に定める日給を1日当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

（給与の減額）

第5条 非常勤職員が勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除き、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- （1）任期制非常勤職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程（28（規程）第13号。以下「勤務時間規程」という。）第9条の規定により振替日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した非常勤職員にあっては、当該休日に代わる振替日である場合
- （2）休暇による場合
- （3）その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、定年制職員給与規程（28（規程）第17号。以下「給与規程」という。）第32条の規定を準用することとし、交通機関等利用者の1か月当たりの通勤手当については、その交通機関等が定期券を発行している場合、当該交通機関等の利用区間に係る通勤期間1か月定期券の価額、又は回数券等により当該月の通勤実績に応じて算出した所要額のいずれか低廉となるものを支給し、自動車等使用者の1か月当たりの通勤手当については、当該月の通勤実績の日数が10日以上の場合、給与規程第32条第2項第2号に定める額とし、10日未満の場合は、同号に定める額に50/100を乗じて得た額を支給する。

(テレワーク手当)

第6条の2 テレワーク手当は、給与規程第34条の2その他別の定めに基づいて支給する。

(特殊勤務手当)

第7条 特殊勤務手当は、給与規程第35条を準用する。

(超過勤務手当)

第8条 超過勤務手当は、勤務時間規程第10条の規定により超過勤務を命ぜられた非常勤職員に、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 超過勤務を命ぜられたことにより、1日の勤務時間が7時間30分に達するまでは、第4条に定める勤務1時間当たりの給与額に超過勤務時間数を乗じて得た額を支給する。
- (2) 1日の勤務時間が7時間30分を超えて勤務を命ぜられた場合には、その超過勤務1時間につき、第4条に定める勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を支給する。
- (3) 就業規程第19条に定める休日に勤務を命ぜられた場合は、その休日勤務1時間につき、第4条に定める勤務1時間当たりの給与額に、100分の135を乗じて得た額を支給する。

2 非常勤職員が、1日の勤務時間が7時間30分を超えて勤務を命ぜられた場合であつて、その超えた勤務時間が1か月について60時間を超えた場合、その超えた時間1時間につき、第4条に定める勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を、前項第2号及び第3号で定める額に加算して支給する。

(深夜勤務手当)

第9条 深夜勤務手当は、勤務時間規程第10条の規定により、正規の勤務時間を超えて午後10時から翌日の午前5時までの間に超過勤務を命ぜられた場合に、その勤務時間1

時間につき、第4条に定める勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(夜勤手当)

第10条 夜勤手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合に、その間に勤務した時間数に対して、勤務1時間につき、第4条に定める勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(超過勤務手当等の端数計算)

第11条 第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額、第8条、第9条及び第10条に定める勤務1時間につき支給する超過勤務手当、深夜勤務手当又は夜勤手当の額を算出する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第12条 宿日直手当は、給与規程第40条を準用する。

(管理職員特別勤務手当)

第13条 管理職員特別勤務手当は、給与規程第41条を準用する。

(給与の支給方法等)

第14条 日給及び諸手当は、給与計算期間(一の月の初日から末日までをいう。)の勤務実績に応じた分について、翌月の17日(ただし、その日が金融機関の定休日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日)に支給する。

(適用除外)

第15条 別表中、「課長級以上」及び「課長級1」以上の職種の区分の適用を受ける者には第8条及び第10条の規定は適用しない。

(60歳に達した日以後における最初の3月31日後の処遇について)

第15条の2 60歳に達した日以後における最初の3月31日後の職員(医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。)の処遇については別に定める。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、実施に関する必要な事項は、人事部長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 機構成立の際、国立研究開発法人放射線医学総合研究所(以下「旧研究所」という。)の任期制短時間勤務職員だった者のうち、引き続き機構の非常勤職員(旧研究所「任期制短時間勤務職員給与取扱規程」(以下「短時間給与規程」という。)の技術職給与単価表の適用者であった者)となる者の日給については、短時間給与規程の別表(2)短時間勤務職員(研究職・技術職)給与単価表に定める単価を適用することができる。

第3条 機構成立の際、旧研究所の任期制短時間勤務職員だった者のうち、引き続き機構の非常勤職員となる者の規程第6条に定める通勤手当の算出方法については、「短時間給与規程」第6条に定める算出方法を適用することができる。

附 則(平成29年4月1日 29(規程)第45号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月1日 29(規程)第85号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日 令01(規程)第10号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日 令02(規程)第11号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日 令03(規程)第23号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月1日 令03(規程)第37号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和5年12月1日 令05(規程)第47号)

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則(令和6年6月1日 令06(規程)第61号)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年2月1日 令06（規程）第104号）
この規程は、令和7年2月1日から施行する。

別 表

(1) 事務職・技術職給与単価表

職種	適用資格	日給			
		千葉、東京、高崎、東海、木津、播磨、仙台、那珂、六ヶ所(冬季以外)地区		六ヶ所(冬季)地区	
一般職員	一般職員に相当する職務を行う者	13,470円		13,860円	
		基本給	12,430円	基本給	12,430円
		期末・勤勉手当相当額	1,040円	期末・勤勉手当相当額	1,040円
				寒冷地手当相当額	390円
主査級Ⅰ	主査又は主任技術員に相当する職務を行う者(事務及び技術の経験年数を10年以上有する者)	16,360円		16,750円	
		基本給	15,100円	基本給	15,100円
		期末・勤勉手当相当額	1,260円	期末・勤勉手当相当額	1,260円
				寒冷地手当相当額	390円
主査級Ⅱ	専門的かつ高度な業務に従事し、職務に必要な資格を有する者又は経歴から関連業務について経験を有していることが明白な者	18,070円		18,640円	
		基本給	16,680円	基本給	16,680円
		期末・勤勉手当相当額	1,390円	期末・勤勉手当相当額	1,390円
				寒冷地手当相当額	390円
主幹級	主幹又は主幹技術員に相当する職務を行う者	別に定める			
課長級以上	管理職員(管理職員手当が支給されるポスト)として職務を行う者	別に定める			

※冬季とは、毎年11月1日から翌年3月31日までの期間をいう(以下同じ。)

※なお、上記に定める区分とは異なる日給の設定が特に必要であると人事部長が認めた場合は、この定めによらない日給単価を設定することができる。

(2) 研究職給与単価表

職種	適用資格	日給			
		千葉、東京、高崎、東海、 木津、播磨、仙台、那珂、 六ヶ所(冬季以外)地区		六ヶ所(冬季)地区	
研究員Ⅰ	研究員として職務を行う者(研究歴が大卒後4年未満の者)	13,790円		14,180円	
		基本給	12,730円	基本給	12,730円
		期末・勤勉手当相当額	1,060円	期末・勤勉手当相当額	1,060円
				寒冷地手当相当額	390円
研究員Ⅱ	研究員として職務を行う者(研究歴が大卒後4年以上9年未満又は修士課程修了後5年未満の者)	16,360円		16,750円	
		基本給	15,100円	基本給	15,100円
		期末・勤勉手当相当額	1,260円	期末・勤勉手当相当額	1,260円
				寒冷地手当相当額	390円
研究員Ⅲ	研究員として職務を行う者(研究歴が大卒後9年以上12年未満、修士課程修了後5年以上8年未満、又は博士修了課程後3年未満の者)	19,070円		19,460円	
		基本給	17,600円	基本給	17,600円
		期末・勤勉手当相当額	1,470円	期末・勤勉手当相当額	1,470円
				寒冷地手当相当額	390円
研究員Ⅳ	研究員として職務を行う者(研究歴が大卒後12年以上、修士課程修了後8年以上、又は博士課程修了後3年以上の者)	19,840円		20,230円	
		基本給	18,310円	基本給	18,310円
		期末・勤勉手当相当額	1,530円	期末・勤勉手当相当額	1,530円
				寒冷地手当相当額	390円
主任研究員	主任研究員に相当する職務を行う者(研究歴が大卒後13年以上、修士課程修了後9年以上、又は博士課程修了後5年以上の者)	22,690円		23,080円	
		基本給	20,940円	基本給	20,940円
		期末・勤勉手当相当額	1,750円	期末・勤勉手当相当額	1,750円
				寒冷地手当相当額	390円
主幹研究員	主幹研究員に相当する職務を行う者(研究歴が大卒後16年以上、修士修了課程後12年以上又は博士課程修了後8年以上の者)	25,030円		25,420円	
		基本給	23,100円	基本給	23,100円
		期末・勤勉手当相当額	1,930円	期末・勤勉手当相当額	1,930円
				寒冷地手当相当額	390円

課長級以上	管理職員（管理職員手当が支給されるポスト）として職務を行う者	別に定める
-------	--------------------------------	-------

※なお、上記に定める区分とは異なる日給の設定が特に必要であると人事部長が認めた場合は、この定めによらない日給単価を設定することができる。

(3) 医師・歯科医師給与単価表

職種	適用資格	日給	
医員 1	免許取得後経験年数2年未満	25,350円	
		基本給	23,400円
		期末・勤勉手当相当額	1,950円
医員 2	免許取得後経験年数2年以上4年未満	27,630円	
		基本給	25,500円
		期末・勤勉手当相当額	2,130円
医員 3	免許取得後経験年数4年以上7年未満	29,250円	
		基本給	27,000円
		期末・勤勉手当相当額	2,250円
医員 4	免許取得後経験年数7年以上8年未満 又は博士課程修了後経験年数1年未満	30,660円	
		基本給	28,300円
		期末・勤勉手当相当額	2,360円
医員 5	免許取得後経験年数8年以上10年未満 又は博士課程修了後経験年数1年以上4年 未満	32,500円	
		基本給	30,000円
		期末・勤勉手当相当額	2,500円
医員 6	免許取得後経験年数10年以上16年未満 又は博士課程修了後経験年数4年以上8年 未満	33,260円	
		基本給	30,700円
		期末・勤勉手当相当額	2,560円
医員 7	免許取得後経験年数16年以上 又は博士課程修了後経験年数8年以上	33,690円	
		基本給	31,100円
		期末・勤勉手当相当額	2,590円
医長 1	免許取得後経験年数10年以上12年未満 又は博士課程修了後経験年数6年以上8年 未満	35,640円	
		基本給	32,900円
		期末・勤勉手当相当額	2,740円
医長 2	免許取得後経験年数12年以上16年未満 又は博士課程修了後経験年数8年以上12 年未満	36,620円	
		基本給	33,800円
		期末・勤勉手当相当額	2,820円
医長 3	免許取得後経験年数16年以上 又は博士課程修了後経験年数12年以上	38,130円	
		基本給	35,200円
		期末・勤勉手当相当額	2,930円

課長級以上	管理職員（管理職員手当が支給されるポスト）として職務を行う者	別に定める
-------	--------------------------------	-------

※給与規程第15条第1項第2号に規定する医療職俸給表（一）に相当する。

※なお、上記に定める区分とは異なる日給の設定が特に必要であると人事部長が認めた場合は、この定めによらない日給単価を設定することができる。

(4) 技師等給与単価表

職種	適用資格	日給	
技師等 1	栄養士（免許取得後経験年数1年未満）	20,310円	
		基本給	18,750円
		期末・勤勉手当相当額	1,560円
技師等 2	診療放射線技師、臨床検査技師（免許取得後経験年数1年未満）	21,130円	
		基本給	19,500円
		期末・勤勉手当相当額	1,630円
技師等 3	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師（免許取得後経験年数1年以上3年未満）	21,940円	
		基本給	20,250円
		期末・勤勉手当相当額	1,690円
技師等 4	薬剤師（免許取得後経験年数1年未満）	22,070円	
		基本給	20,370円
		期末・勤勉手当相当額	1,700円
技師等 5	薬剤師（免許取得後経験年数1年以上3年未満） 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師（免許取得後経験年数3年以上5年未満） 薬剤師（免許取得後経験年数1年以上3年未満）	22,750円	
		基本給	21,000円
		期末・勤勉手当相当額	1,750円
技師等 6	薬剤師（免許取得後経験年数3年以上5年未満） 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師（免許取得後経験年数5年以上）	23,560円	
		基本給	21,750円
		期末・勤勉手当相当額	1,810円
技師等 7	薬剤師（免許取得後経験年数5年以上）	25,190円	
		基本給	23,250円
		期末・勤勉手当相当額	1,940円
主任技師	主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、高度な知識を有する薬剤師（免許取得後経験年数8年以上）	27,630円	
		基本給	25,500円
		期末・勤勉手当相当額	2,130円

※給与規程第15条第1項第3号に規定する医療職俸給表（二）に相当する。

※歯科衛生士（短大3卒の場合）は、診療放射線技師と同等とする。

※なお、上記に定める区分とは異なる日給の設定が特に必要であると人事部長が認めた場合は、この定めによらない日給単価を設定することができる。

(5) 看護師給与単価表

職種	適用資格	日給	
看護師 1	免許取得後経験年数 1 年未満	20,370 円	
		基本給	18,800 円
		期末・勤勉手当相当額	1,570 円
看護師 2	免許取得後経験年数 1 年以上 3 年未満	21,020 円	
		基本給	19,400 円
		期末・勤勉手当相当額	1,620 円
看護師 3	免許取得後経験年数 3 年以上 5 年未満	21,670 円	
		基本給	20,000 円
		期末・勤勉手当相当額	1,620 円
看護師 4	免許取得後経験年数 5 年以上 7 年未満	22,320 円	
		基本給	20,600 円
		期末・勤勉手当相当額	1,720 円
看護師 5	免許取得後経験年数 7 年以上 9 年未満	22,750 円	
		基本給	21,000 円
		期末・勤勉手当相当額	1,750 円
看護師 6	免許取得後経験年数 9 年以上 11 年未満	23,080 円	
		基本給	21,300 円
		期末・勤勉手当相当額	1,780 円
看護師 7	免許取得後経験年数 11 年以上 13 年未満	23,400 円	
		基本給	21,600 円
		期末・勤勉手当相当額	1,800 円
看護師 8	免許取得後経験年数 13 年以上	23,620 円	
		基本給	21,800 円
		期末・勤勉手当相当額	1,820 円

※給与規程第 15 条第 1 項第 4 号に規定する医療職俸給表（三）に相当する。

※なお、上記に定める区分とは異なる日給の設定が特に必要であると人事部長が認めた場合は、この定めによらない日給単価を設定することができる。